

開発協力適正会議 第55回会議録

令和3年2月16日（火）

外務省 8階893会議室（オンライン開催）

《議題》

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) ベトナム「海洋気象観測システム整備計画」（無償）
- (2) サモア「サモア国立大学保健科学学部施設整備計画」（無償）

2 事務局からの連絡

1 プロジェクト型の新規採択調査案件

- 小川座長 それでは、第 5 5 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。
今回の適正会議は過去数回と同様に、T e a m s を利用したテレビ会議形式で行います。また、今回は議事進行者、回答者も T e a m s を利用して参加するため、途中音割れや途切れることがありましたら、随時御指摘いただきたいと思ひます。
それでは、プロジェクト型の新規採択案件について、議論を始めたいと思ひます。
本日は、事務局から提示されました新規採択各案件でありますベトナムとサモアの 2 件を取り扱います。
まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行っていただき、その後、議論を行うことにしたいと思ひます。
それでは最初の案件、ベトナム「海洋気象観測システム整備計画」、プロジェクト形成（無償）についてであります。説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

(1) ベトナム「海洋気象観測システム整備計画」（無償）

- 竹端外務省国別開発協力第一課長 私は外務省国際協力局の国別開発協力第一課長をしております竹端と申します。
- まず、ベトナムの案件につきまして、外交的意義について御説明申し上げます。
ベトナムは御案内のとおり経済面では 9 0 0 0 万人を超える人口規模を有してありまして、経済成長が安定的に推移し、多くの日本企業も進出してあり、日本にとっては経済活動の重要なパートナーでございます。
地理的にもメコン地域の経済開発において重要な役割を果たします東西経済回廊や、南部経済回廊の一端を担っており、メコン地域全体の発展という観点からもベトナムの重要性は高まっております。
他方、ベトナムは自然災害や気候変動の影響に対して脆弱な国の一つでありまして、ベトナム側からはこれまでもハイレベルの機会を含め防災分野での支援要請がなされておりました。
こうしたことを踏まえまして、昨年 1 0 月の菅総理のベトナム訪問の際の首脳会談におきまして、菅総理から防災分野の支援を行っていくと表明いたしました。
今回御審議いただきます海洋気象観測システムは、こうした外交上のやり取りを具

体化するものでもございます。海洋気象や海水面の変化に起因する被害への対応に当たって必要となります客観的かつ信頼性の高い海洋気象データによる情報収集を通じて、ベトナムの災害対応能力の向上に寄与するということを目的とするものでございます。

こうした支援も通じましてベトナムとの二国間関係を一層強化することは、ASEANメコン地域における連結性の強化や経済発展にも資するものでありまして、自由で開かれたインド太平洋戦略の推進にも貢献するものでございます。こうしたことから外交上の意義は大きいと考えております。

案件の概要につきましては、JICAのほうから説明をさせていただきます。

- 柿岡 JICA 東南アジア・太平洋州部東南アジア第三課長　続きまして、JICA 東南アジア・太平洋州部東南アジア第三課の柿岡より、本件海洋気象観測システム整備計画の御説明をさせていただきます。

順番に事前質問への回答を申し上げます。

- まずは田辺委員からの御質問です。別添資料を見ると観測機器導入場所の中にはスプラトリー諸島の複数の地点が含まれているように見える、軍事的用途及び国際紛争助長への回避の原則を踏まえ、どのような検討を行ったかという御質問でございます。

今回検討しております別添 1 につきましては、本事業の実施機関は天然資源環境省国家水文気象総局が担当しておりますけれども、この実施機関が保有する既存の観測地点を示したものであるということです。

協力準備調査を通じまして、観測機器導入地点の絞り込みをしております。これまで実施機関との協議においても、南西諸島への観測機器の設置はしないことを確認しておりますが、調査において改めて確認し、合意したいと思っております。

なお、本事業におきましては、既存観測に新規のデジタル観測機を導入し、海洋気象状況の確認を行うものでありまして、航行する船舶の監視や偵察を行うものではないでございます。

調査や軍事的用途での当該観測機器の利用や国際紛争を助長することのないよう実施機関と協議し、設置場所の検討・決定を行いたいと考えております。

続きまして、岩城委員からの 5 点の御質問、順番に御説明申し上げます。

類似案件としてモンゴルへの「気象情報ネットワーク改善計画」が挙げられているが、本案件のような海洋気象観測システムは他の国への供与事例があるかという御質問となります。

海洋気象観測に特化した事業ではないのですが、3 件ほど無償資金協力において潮位計測システムを整備した事例がございます。

1 点目は、フィジーの広域防災システム整備計画、それから、バヌアツ共和国の広域防災システム整備計画でございます。こちらについては潮位計測システムを整備し

てございます。また、サモアの気象観測災害対策向上計画におきましては、潮位・海水用センサーを含む自動気象観測システムを整備したという実例がございます。

- 2点目の御質問です。本案件で供与予定のシステムについては、本邦で活用されているシステムと同じものなのかという御質問になります。

日本の気象庁が導入している波浪及び潮位観測システムと同等の機能を実装したものを想定しておりますが、詳細は協力準備調査を通じて検討・決定していきたいと考えてございます

- 3点目の御質問です。観測システムの供与は供与後の運用とデータ活用が肝となると思われる、本案件の機材供与で得られたデータを活用した防災プランの作成に関するソフト支援、本邦で行われている防災分野課題別研修などといった連携についても、多面的に検討いただきたいという御質問・御指摘となります。

現在、この海洋気象分野に関する課題別研修は実施してございませんが、御指摘いただいた点も踏まえながら無償事業のソフトコンポーネント並びに技術協力など、他のJICA事業との連携を検討していきたいと考えてございます。

- 4点目の御質問でございます。DXの面で、今回の機材供与で得られた海洋データについて、本邦へのデータ提供、また、本邦でのデータ解析協力といったことが計画されているのかという御質問となります。

世界気象機関、WMOは、各国の気象局が観測、もしくは取得した気象データを世界気象機関のネットワークにより国際的に効率よく交換・提供することを推進しているという状況でございます。WMOの加盟国であるベトナムは新しい海洋気象データもこのネットワークによって日本の気象庁を含む世界の気象局に提供することを予定してございます。気象データの横断的な解析に係る協力につきましては、ベトナム側からの要請に基づき、技術計画の実施などを検討していきたいと考えてございます。

- 5点目の御質問となります。本案件の目的は防災と理解するが、ベトナムの地政学的ポジションと海洋データの特性により、安全保障面での利用の可能性は考えられないかという御指摘であります。

災害対策を目的に潮位・波浪データを観測するものでございまして、ベトナム政府による安全保障面での軍事的利用は想定してございません。また、ベトナム海上警察における保安活動への活用につきましても、協力準備調査において確認を取る予定でございます。

- 続きまして、竹原委員からの2点の御質問となります。

案件概要書にありますとおり、長い海岸線を有し沿岸部に多くの人々が暮らしを営むベトナムにおいて、災害の予知能力を高めるといような備えを行うことに資する本案件は意義深いと思えます、添付資料の地図において、幾つかの既存の潮位観測地点は沖合島嶼部に位置しているようですが、案件遂行上の困難や懸念はありませんでしょうかという御質問となります。

こちらにつきましては、田辺委員からの御質問にも類似する内容かと思っておりますが、別添地図は本事業の実施機関が現在保有する既存観測地点を示したものでございまして、協力準備調査を通じ、観測機器導入地点を絞り込む予定となっております。

また、電力・通信維持管理のためのインフラ整備など、自然環境条件を踏まえながら案件実施上の懸念がないことを確認した上で対象地点の決定を行いたいと考えてございます。

- 2点目の御質問でございます。おおよそのプロジェクトの総額がお分かりであれば教えてくださいという御質問になります。

観測機器導入地点等については現時点では確定しておりませんので、調査を通じてプロジェクト内容の調査につき、検討を行いたいと考えてございます。

- 続けて、松本委員から2つ御質問をいただいておりますが、1件目のほうにつきまして、JICAからお答え申し上げたいと思っております。

海洋気象観測の高度化の意義は理解するものの「データの利活用促進」の部分が明確とは言えない。2. (2)の「構造物設計に必要」との記載や、3. (1)④の「災害予警報」との記載からは、そうした利活用が本計画と抱き合わせに検討されているかのような印象を持つが、利活用の具体策がつけられるかどうかも計画には明記されていない、相手国任せ、ベトナム政府機関への期待にすぎないとも読み取れる、この機材によって得られたデータを実際にどのように利用することで所期の目的がある災害対応につなげるか、それを本計画でどう確保するのかを伺いたいという御質問となります。

現在につきましても、データに係る気象データにつきましては、国家防災最高指揮機関である中央災害対策委員会及び同右委員会事務局の農業農村開発省防災総局に情報提供され、同委員会によって災害対策の対応の決定指示に活用されているという状況でございます。

現在はマニュアル観測のため6時間ごとの情報提供であります。本事業によって観測体制のテレメータ化を推進することによって、この組織によるデータの即時記録が可能であることが期待されてございます。

農業農村開発省防災総局に対しては、在外の専門家であります防災アドバイザーを派遣しております。同防災総局におけるデータ利活用については、この防災アドバイザーによる側面支援を行いたいと考えてございます。

詳細の利活用については協力準備調査においても確認を行いたいということでございます。

- 2点目の質問につきましては、後ほど外務省のほうからお答えいただく予定で、先に進めさせていただきます。

- 続けて、西田委員からの御質問となります。

深まりつつある日ベトナムの二国間関係において、ベトナムの海洋脅威対応力を高

める意義ある事業だと思えます、については、護岸工事や浸水・海岸侵食対策など防災面での利用のほか、海洋気象情報がどのように海洋状況把握や船舶の航行などに用いられるかお知らせいただきたい、海上警察など、日本が支援する同国の海上保安活動にも生かされるのでしょうかという御質問となります。

レーダーの照射範囲は約200メートルとなります。本事業により沿岸域の波浪状況を観測・予測することが可能となり、漁船・商船等の船舶に対し荒天下での出航抑制や航行中の船舶に対する避難・誘導に使用することが可能となります。

また、本事業で整備する沿岸波浪レーダーと併せ、地球観測衛星などによる観測資料を活用することにより東シナ海の外洋波浪状況把握を行うことが可能となり、そのような情報を船舶に提供することで、より安全な航行に貢献することが期待されます。

ベトナム海上警察における保安活動への活用については、協力準備調査にて確認を行いたいと考えてございます。

● 最後に道傳委員からの御質問となります。

日本はASEAN地域の防災、災害対策のため、AHAセンター（ASEAN防災人道支援調整センター）の能力強化支援も行っている、気候変動による影響は一国にとどまらないだけに、国を超えた防災協力・情報共有が重要と考えますが、国内の他機関だけでなく、AHAのような地域機関とはどのような連携が考えられるのでしょうかという御質問になります。

このセンターとの調整は必要となりますけれども、センターのASEAN各国防災機関との通信ネットワーク、情報共有システムを活用した連携などの可能性について、調査にて、そのようなプロジェクトも確認したいと考えてございます。

ベトナムは国際的枠組みであります世界気象機関などに加盟しておりまして、この加盟国間においてデータの相互利用されることを通じて、地域機関との連携が評価されることを想定しております。

委員の皆様からの事前の御質問に対するJICAからの回答は以上となります。ありがとうございます。

○ 竹端外務省国別開発協力第一課長 続きまして、外務省のほうから松本委員からいただきました2つ目の御指摘・御質問、すなわち直接本事業と関係しているわけではないが、これだけ明確にベトナムが地球温暖化による被害国であると認識しているのにODAではないとはいえ、つい最近も日本政府としてベトナムのブンアン2石炭火力発電所建設を新規に支援したことには政策の整合性が感じられない、この点について外務省はどのような見解をお持ちか伺いたいと、このような御質問をいただいております。

この点につきまして、松本委員御指摘のとおり、また、先ほど私からも御説明を申し上げたとおり、ベトナムは気候変動に脆弱な国の一つであります。我が国の対ベト

ナム国別開発協力方針におきましても脆弱性への対応を重点分野としまして、災害、気候変動等の脅威への対応について支援を行っております。

一方で、ベトナムはさらなる経済成長が見込まれるという中で、電力供給能力の拡充を優先課題の一つとしておると承知しております。2016年に策定されましたベトナムの改定第七次国家電力開発計画によれば、2020年から2030年にかけて、ベトナムの電力需要は2倍以上拡大するということが見込まれていると承知しております。こうした中でベトナム政府としまして再生可能エネルギーを活用した発電の増加にも努める方針と承知しておりますが、それだけでは増大する電力需要を満たせないため、石炭を含む化石燃料を活用した火力発電にも頼らざるを得ない状況と認識しております。中でも石炭につきましてはコスト面で有利であるということから、ベトナム政府としては引き続き主力電源の一つとして活用していく方針と承知しております。

このような状況を踏まえまして、本案件はベトナム政府のほうから我が国に協力要請があったものでありまして、関係省庁で協議した結果、これまで日越首脳間で協力を確認し、既に実施に向けた手続を行っていた案件であるということも踏まえまして、公的な支援を実施することといたしたものでございます。

繰り返しになりますが、我が国としましては引き続きベトナム政府との緊密な意見交換を通じまして、ベトナムの脱炭素化移行や気候変動対策の支援にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

○ 小川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば、よろしく願いいたします。松本委員、お願いします。

○ 松本委員 松本です。御説明ありがとうございました。

最後の点についてなのですが、私も15年前ぐらいから特に中部・南部の潮位、あるいは海岸侵食の問題というのを見てきていますので、この事業の重要性自体に疑問はないと思うのです。

しかしながら、最後に御説明いただいたように、日本のインフラ輸出の新しい戦略の中でも、こうした国の政策誘導も考えていくということを日本政府として考えていらっしゃるわけですね。そう考えますと、やはりこういう気候変動対策のときこそ、まさにベトナムの政策誘導、コストが安いので石炭火力にと考えるベトナム政府の政策的な意図は十分分かっているわけですが、やはり日本が新しいインフラ戦略に基づいて相手国の政策誘導も図っていくという意味からすると、こうしたプロジェクトの際に、できるだけそこをセットに考えていくことが大事なのではないかと私としては思っているわけです。

なので、やはりこういう事業の中にそうしたコンポーネントが一部でも入っていくと、日本としては政策の一貫性があるのではないかと考えている、そういう意図で質問をさせていただいたので、もし追加で、これはコンポーネントの関係でもありますので、JICAの柿岡さんのほうに答えていただいても構いませんし、政策的なところからお答えをいただいても構わないかと考えています。

もう一点ちょっと大きめの話をそれに重ねて申し上げたいのですが、政策の整合性は私は結構大事だと思っています。例えば海岸侵食を増長するような河川開発を同時にしてしまえば、こうした問題の原因をつくることにもなりますし、もっと言えば海岸沿いに、例えば中部であればフエであるとか、南部もそうですが、非常に脆弱な地域に人口がどんどん増えていっている今のベトナムの状況を考えれば、そうした都市計画に対してどのような支援をしていくのかということとセットでないと、やはり効果がものすごく限定的になる。もしくはあるプロジェクトが原因をつくり、あるプロジェクトがつくった問題を解決するようなことになると、やはり日本のODAはマッチポンプのようになってしまうと見られるのは本意ではないかと思うのです。

そういう意味で、2点目はちょっと大きい話かもしれませんが、こういう事業をされるときに、やはり他の事業と整合的に見てどうなっているのかというところを、ぜひ今後とも政策面、それから、プロジェクト形成の面でもなるべく組み入れていっていただきたいという、この2点目はコメントです。

以上です。

○ 植野外務省国際協力局長 松本さん、局長の植野です。こんにちは。

最初の御指摘も2番目の御指摘も、松本さんの御指摘は非常にそのとおりだと思います。このベトナムのブンアンのケースはよく御存じだと思いますけれども、ODAの案件そのものではないので、私の手の及ぶところでない部分もありますけれども、まさにその新しく作った今後のインフラ戦略においても、単に支援についてすごく厳格な基準を当てはめるというだけではなく、途上国の脱炭素化を積極的に支援していくということが盛り込まれていて、積極的に支援していくという中には、まさに松本さんがおっしゃったような政策誘導ということも入るのだろうと思います。

なので、このブンアンの案件を離れて言えば、今後、こういうエネルギー分野の支援を考えるに当たっては、それが脱炭素化という観点からどう評価されるのかと、もしCO₂の排出につながるような懸念があったときに、どういう方向で国の政策と一緒に考えるかということだと思いますけれども、導いていくと言うとちょっと上から目線になってしまいますが、一緒に考えていくということは、常に念頭に置いてやっていきたいと思っています。

一方で、これもよくお分かりだと思いますけれども、どうしてもお金というかコストの面もありますので、では、石炭火力をやめてもいいけれども、石油とかガスを買

うお金を日本政府が全部面倒を見てくれるのかということ、そこもいきなりなかなかそういうことにはならない部分もありますので、コストとか効率とかという現実的な側面と脱炭素化、気候変動を抑制するという政策としての大きな方向性をうまくバランスを取ってやっていきたい。

それから、2番目におっしゃっていた点は、まさにそのとおりでして、常にそういう意識は持って色々な案件の連関性とか、一つの案件を手がけることによって、どういう効果、正の効果だけではなくて、場合によってはマイナスの効果も生んでしまうということは考えながらやっているつもりですので、御指摘はそのとおりですし、改めてそのことは大事にしていきたいと思います。こんな感じでよろしいでしょうか。

○ 松本委員 ありがとうございます。こういう場があるのでこういう質問もできますので、やはり案件が短い中にも、何かそういう外務省さん、あるいはJICAさんの、今までとはちょっと違うぞと言ったら、私からするとちょっと語弊があるかもしれませんが、やはりそういうことも考えているということが4ページの文章の中にも少し現れると、非常に外から見ても政策の一貫性というもの、今、植野局長がおっしゃったようなことが文章上に表れていると、私はいいなと思いました。理解いたしました。

○ 小川座長 それでは、岩城委員、お願いいたします。

○ 岩城委員 御説明ありがとうございます。

細かい点になります。今、お話を聞いていてちょっと気づいたことがありましたので御質問になります。

レーダーの照射距離についてなのですが、波浪レーダーの照射距離を200メートルとおっしゃったかと思うのですが、これは合っていますでしょうか。

○ 柿岡JICA東南アジア・太平洋州部東南アジア第三課長 照射距離は500メートルになります。

○ 岩城委員 なるほど、それで分かったのですけれども、500メートルですと、それこそひょっとしたら人間が望遠鏡で見れば結構見られるような距離かもしれないなと素人ながら思ってしまうのですが、私の思い込みだったかと思うのですけれども、海洋気象観測とかというタイトルだったものですから、もっと広範囲な海洋に関するデータが収集されるシステムかなとか勝手に思い込んでしまいました。ということもあって安全保障云々の質問にもなったのですけれども、逆に言いますと、もう一度本件を読んでみますと、海のことというよりは潮位や波浪によってもたらされる陸上の人たちへの配慮が最大の目的と改めておくれればせながら理解をした次第ですので、逆に

言いますと、船舶の安全航行とかについての目的ではないということは、そういう理解のほうが正しいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 柿岡 J I C A 東南アジア・太平洋州部東南アジア第三課長 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり陸域側への貢献ということも一つございます。加えて、御説明がもし不足していたら申し訳ありませんが、沿岸を含めて海域の貢献ということも、照射距離が500メートルということもございましたけれども、船舶の避難、荒天時の出港を停止する情報提供といった点もありますので、海側への裨益効果ということも想定していると理解してございます。

○ 岩城委員 最初から海に重点を置いてということなのでしょうか。陸の生活がポイントだということは合っているということでしょうか

○ 柿岡 J I C A 東南アジア・太平洋州部東南アジア第三課長 陸・海、両方と御理解いただければと思います。

○ 岩城委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○ 小川座長 西田委員、よろしく申し上げます。

○ 西田委員 御説明と御回答、ありがとうございました。

今の岩城委員と松本委員との議論の間で出てきた海域の貢献のところについて、もう少しお話をお伺いできればと思っております。私の質問に回答していただいた際に、海上警察庁への準備調査というものは実際は今後行われるというようなお話がございましたが、まさにその使用用途が陸域側だけではなくて、海域への貢献というのを前提として考えておられるのであれば、これは既にもう調べられているのかなと思っていたのですが、こういったニーズですとか運用面の課題などというのは、まだ把握されていないということなのでしょうか。

というのは、先ほどおっしゃられているような船舶の航行安全、あるいは荒天時の誘導をといた活動というのは、恐らく海上警察のほうが主導的な役割を担わざるを得ない活動だと思っておりますので、もしこういったことを前提にプロジェクトを組んでいらっしゃるのであれば、事前調査ではなくて、初めにもう少しヒアリングなどをされておいてもよかったですのではないかなと思った次第です。いかがでしょうか。

○ 柿岡 J I C A 東南アジア・太平洋州部東南アジア第三課長 ありがとうございます。これまでは気象関係、防災の観点からの情報の確認ということをやっておりましたけ

れども、御指摘のあった海上警察については、今後の協力準備調査を通じて改めて確認していきたいと考えてございます。

- 西田委員 分かりました。ありがとうございます。

私が今気になっていたのは、先ほどの松本委員と局長のお話の中で相互関連性のあるものというのは、きちんとコンプリメンタリティーを見つけて、うまくプレーアップしていくべきだということだと思いましたので、まさにここは日本が南シナ海のシーレーンを守るという非常に重要な目的がありますので、そのために海上保安活動を支援しているということを見みると、こういったものも紙面にどう含めるかは別として一緒に検討はされてもよいのかなと思った次第です。ありがとうございました。

- 小川座長 ほかに御意見・御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、なければ次の案件に移りたいと思います。

(2) サモア「サモア国立大学保健科学学部施設整備計画」(無償)

- 小川座長 次の案件は「サモア国立大学保健科学学部施設整備計画」、プロジェクト形成(無償)について、説明者から外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

- 竹端外務省国別開発協力第一課長 サモア国立大学保健科学学部施設整備計画、こちらの外交的な意義について御説明申し上げます。サモアを含む太平洋島嶼地域は、我が国と歴史的な関係を有しており、多くの日系人も居住しているほか、親日的な国も多く、国際条例における重要なパートナーであります。しかしながら、近年は太平洋島嶼地域での我が国のプレゼンスの相対的な低下も懸念されております。

我が国としましては、自由で開かれたインド太平洋戦略を踏まえ、太平洋島サミットの枠組みなどを通じ、太平洋島嶼地域の国々の強靱かつ持続可能な発展のための基盤の強化を柱の一つとして協力を行ってきております。サモアにつきましても一貫して親日的な国でありまして、国際場裏において我が国の立場や国際機関の選挙での我が国候補の支持など良好な二国間関係を築いております。

こうした中で今回御審議いただきますサモア国立大学保健科学学部施設整備計画は、専門知識を十分に有する医療従事者が不足しているというサモアが抱える課題の解決に寄与することを目的としております。このような協力を通じましてサモアの自立的かつ持続的な発展を支援し、もって日本とサモアの二国間関係を強化するということは、外交上の意義も大きいと考えております。

案件に関します個別の御質問・御指摘につきましては、JICAのほうから説明させていただきます。

- 塚水尾 JICA 東南アジア・太平洋部 東南アジア第六・大洋州課長 それでは JICA から説明させていただきます。私は東南アジア第六・大洋州課の課長をしております塚水尾と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様からいただきました質問に回答させていただきます。

まず、田辺委員から2つ御質問をいただきました。

- 1点目の御質問ですけれども、所得水準が相対的に高い国への無償供与の検討において、サモアは統計上、所得水準は高いが保健医療体制が脆弱とありますけれども、医療体制の脆弱さはどのような判断基準に基づいていますかと、また、同国における医療予算の配分が不十分なのであれば、そのコミットメントを引き上げることが必要なのではないかというような御質問をいただきました。

こちらに対する回答としましては、サモアの医療体制におきましては三次医療、特殊医療ですとか先進的医療の中で提供できないサービスについては、海外の治療チームを通じて海外において対応しているということで、自国で対応できておりません。

また、2019年11月、コロナが起こる前ですけれども、サモアでははしかが大流行しまして、83名が死亡し5,700名が感染したという際に、海外からの緊急援助なしにこれに対処することができませんでした。感染症に対して適切な知識を持つ国内の医療人材が不足しているということが浮き彫りになったということで、質の高い保健医療人材の育成が急務になっています。

以上のように、三次医療について限定されたサービスのみの提供であるですとか、または保健医療人材の育成が必要になっているというような現状から当国の保健医療体制の脆弱性について判断いたしました。

保健医療における予算不足に関してですけれども、当国保健省に割り当てられる政府の予算というのは、過去10年において増加傾向にあります。保健医療分野への支出はドナーによる財政支援を含めた保健医療支援が高い割合を占めていることは確かですけれども、増えているということになります。

なお、サモア政府が2020年4月にコロナを受けまして発表された経済刺激パッケージにおいても、新型コロナウイルス対策のために730万米ドルが保健セクターに配分されて、主に陰圧室ですとか隔離室の確保、検疫、検査、追跡、報告、そういった医療機器の購入ですとか、そういったところに特別予算措置が講じられているということで、サモア政府による保健医療体制の予算割り当ては、増やそうとする努力というも行われているところはあるかと思います。

- 2点目の御質問ですけれども、サモアは肥満率の高さが問題となっており、こうした治療体制・整備の拡充とともに食生活の改善を通じた予防策の拡充も重要ではない

か、何らかの支援を行っていますかという御質問をいただきました。御指摘のとおりWHOのデータによりますと、サモアにおいて全死因のうち肥満等の生活習慣病を含む非感染性疾患の割合は8割となっております。非常に大きな死亡要因、障害の主な要因となっております。

日本は国立病院をはじめとした国内の医療機関ですとか、国内のNGOに対して食生活の改善等のアドバイスを行う栄養士や看護師を海外協力隊でボランティアを派遣して、予防面で支援を行っています。

また、世界銀行も保健システム強化プログラムという支援を実施しておりまして、学校保健、地域保健を対象にしております。本案件による施設で育成された看護師というものは、各地域において感染症・非感染症予防を含む学校保健、地域保健を担う人材として活躍することが期待されているということになります。

- 次に、岩城委員から3点の御質問をいただいております。

1点目ですけれども、本案件のメインとなる臨床検査用機材の供与と施設整備以外は、サモアの医療人材不足への支援というのは、どのようなものが計画されていますか。人材が不足されている中、施設整備と機材供与のみでどれだけの効果が見込まれますか。また、本邦で行われている研修等との連携は想定されていますかという御質問をいただきました。

まず1点目の御質問に回答させていただきますと、臨床検査用の機材や研修用の機材の整備と施設整備以外では、本事業との連携が想定される技術協力、またはボランティア、海外協力隊の派遣の支援というものを想定しております。

また、サモアの国立大学の看護学科は、以前、長野県の県立看護大学と交流がございまして、今後も本邦の教育機関とこのような関係が構築できればと考えております。具体的には太平洋島嶼国日本自治体ネットワークというものが立ち上がっておりますけれども、その中で医療系大学、もしくはさくらサイエンスといったスキームでサモア国立大学とつながりのある、具体的には東海大学との提携、または再び長野県立看護大学等との連携もできればと考えております。

- それから、施設整備と機材整備によってどれだけの効果が見込まれるかという点に関してですけれども、学生1人当たりの実習時間は前臨床施設で週に2時間から4時間に拡充、それから、臨床施設では週に8時間から16時間までの拡充というのを目指しております。直接的に保健人材育成に貢献すると考えております。

また、具体的な定量的な効果は協力準備調査を通して詳細を確認してまいります。それから、本邦で行われている研修等との連携に関しましては、1972年にサモアにおける研修を始めて以来、2018年までに約120名の保健医療分野における研修医の受け入れというのを行っております。今後もこのような本邦での研修との相乗効果を図っていきたいと考えております。

- 2点目の御質問です。本案件対象の大学のほかに臨床研修を受け入れることのでき

る病院はありますか、連携は可能かといったサモアの臨床研修に対する全体像、国の制度等について教えていただきたいという御質問をいただきました。

こちらに対する回答としましては、サモアの国立大学、今回の対象となる大学ですけれども、ここはサモアにおける保健医療人材を育成する唯一の機関です。その学生の臨床研修は、大学内の施設と国内の病院において実習が実施されているということになります。このため、このサモア国立大学からの学生のために臨床研修を受け入れている病院は、首都があるウポル島にある国立中央病院と隣のサバイー島にある病院の2つの病院のみという形になります。それから、サモア国立大学の保健科学部に通う医師及び看護師の志望者は、国立中央病院によって1年以上の実務・研修を行うことが資格を取得の条件となっております。

サモアの制度では、サモア国立大学の保健科学部の医学科における医学士及び外科のお医者さんになるコースを卒業後、卒業生はインターン研修及び研修外科医として、業務に2年間従事、実務経験を積むということになっております。その後、医師の資格を取得して保健省に雇用されて国立中央病院、または地方の病院を含めたそのほかの病院に配属されるというような仕組みになっております。

次に、准看護師の免許取得についてですけれども、通常は3年から4年、正看護師には通常4年から5年かかるということになっております。全てのサモア国立大学の保健科学部の看護師の新卒者が保健省に雇用されておまして、この国立大学の卒業生の半分以上が首都に位置する国立中央病院に配属になって、それ以外はウポル島、サバイー島のそのほかの地方病院に割り当てられる形になっております。保健省に雇用される看護師は約9割、この大学で資格を取得したということになります。

- それから、3点目の御質問ですけれども、ほかのドナーのサモアでの同分野の支援状況と連携の可能性につき教えてくださいというような御質問をいただきました。

他ドナーとサモアの支援状況進捗について、豪州ですとかニュージーランド、中国、世界銀行等による支援が挙げられます。主に財政支援ですとか機材供与、それから、感染症・非感染症疾患への対策支援・人材育成、新型コロナウイルス対策を含めた感染症対策等の支援を行っております。

本事業との連携ということに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、世界銀行が主に非感染性疾患対策を含めた保健システムの強化といったところをやっておりますので、今回の調査を通しまして、具体的な連携可能性につき確認をしていきたいと思っております。

- 次に、松本委員からいただきました御質問です。

「計画の背景と必要性」の(2)に書かれている2019年11月の麻疹、はしかの流行時に資機材があるにもかかわらず十分な予防接種率を維持できなかった問題は深刻だと思えます。その原因として人口1,000人当たりの保健人材の不足と専門知識を十分に有している医療従事者の不足があると読み取れます。本計画は大学の施設

整備が目的なので、前者に当たるやや長期的な人材育成と読み取れますが、はしかや新型コロナウイルスの対策は喫緊の課題であり、医学生や看護学生が学ぶ大学の施設設備とは別に考える必要があるのではないかと考えます。つまり、既に免許や資格を持つ医師や看護師の技術力向上を優先すべきではないかと考えます。そうした用途のために、この施設を活用することは考えていませんかというような御質問をいただきました。ありがとうございます。

こちらの御質問への回答としましては、免許や資格を持った医師や看護師の技術力向上に関して、このサモア国立大学の施設の活用というものは協力準備調査の中でしっかりと確認をしていきたいと思っております。現状のサモア国立大学の既存の施設は、当該大学の学生向けに施設及び実習用の機材等の整備不足ということで、実施できていない状況もあります。本事業において国立病院に隣接する臨床技能施設を整備して、こういったインサービストレーニングを含めたで同施設の効率的な運用というものが期待されているという状況です。

加えまして、同施設で学習した医師や看護師を目指す質の高い学生が実習機関において、国立病院をはじめとした国内医療機関において医療活動に従事するというところによって、現行の医療サービスへの貢献というところも期待されると考えております。

なお、本事業は保健医療人材の量の確保ということではなくて、保健医療分野における教育の質の向上を図るところで、短期・中期を含めた質の高い保健人材の育成強化というところに寄与するということを目指しております。

それから、西田委員からいただきました御質問が2つございます。

1点目、サモアへの国別開発協力方針には主要援助国である豪州及びニュージーランドをはじめとした他の援助国と積極的な意見交換を行い、援助の重複を回避するとともに、相乗効果を生むような定量的かつ効果的な援助の実施に努めるとありますが、保健分野においては他国はどのような調整をされているかお知らせいただけますかというような御質問をいただきました。ありがとうございます。

こちらの御質問に関しましては、オーストラリアですとかニュージーランドとは、緊急時も含めまして定期的にドナー会合の場において積極的な意見交換を行っております。2019年11月のはしかの流行時には、オーストラリア、ニュージーランドが医療チームを派遣しましたが、我が国においても国際緊急援助隊の感染症対策チームを派遣して、こちらと連携しております。

また、ドナー会合以外の場においても、特にオーストラリア、ニュージーランド、それから、アメリカ、イギリスといった国と頻りに情報共有、それから、相乗効果を生むような連携というものも日常的に行っております。本案件に関して具体的な議論はまだ行われておりませんが、調査を踏まえて、我が国の支援が難しい分野でオーストラリア、もしくはニュージーランド、またはほかのドナー等との連携といったところも、しっかりと考えていきたいと思っております。

- それから、2点目の御質問ですけれども、サモアの援助依存からの独立へどのようなアプローチを日本及び各国は取ってきて、どのような成果が見られているか御教示くださいという御質問をいただきました。

こちらへの回答ですけれども、サモア政府は国家開発戦略において経済分野、それから、社会分野、インフラ、環境を重点分野として位置づけております。日本を含めて各国国際機関等は同計画に沿った支援を実施しているということになります。その中で、我が国は特別開発協力方針の下で支援に取り組んでおりまして、現状の国別開発協力方針では大目標として自立かつ持続的経済成長の達成と環境に配慮した国民の生活水準の向上というものを掲げております。

この方針は平成24年度に策定された1つ前の方針に比べて自立的という文言が明示的に追加されているということで、環境保全ですとか気候変動に対する支援は変わりませんが、新たに財政健全化の強化ですとか、インフラの整備を含む持続的な経済成長の基盤の強化というところに重点を置いているということになります。

重点分野における環境気候変動分野では、これまでの防災、気候変動対策に加えて、人材育成支援に重点を置くということに言及しております。

こうした援助方針の変化はサモアの自立を後押ししていくということを踏まえたものとなっていると考えられます。

それから、成果に関しましては、例えばサモアに本部を置く地域機関である太平洋地域環境計画、SPREPという機関がございますけれども、そこと連携で実施しております廃棄物分野の協力において、域内各国で活躍できる人材がサモアから排出をされているというような成果が起こっているとか、無償資金協力や人材育成分野等、技術協力のスキームで水分野に対する協力も行っておりますけれども、水道の漏水率が大きく改善される等の成果も上がっております。

各国の対応については、必ずしもちょっと把握しきれていないところはございますが、例えばオーストラリア、ニュージーランドにおいて医師の養成課程の改善ですとか、中長期的な視点でのアプローチというものが行われているという点は承知しております。

- 次に、道傳委員から2つ御質問をいただいております。

1点目ですけれども、サモアをはじめとする西太平洋地区では糖尿病人口が多く、欧米型の生活習慣、急速な経済発展を背景に医療指導が行き届いていないことが指摘されている。世界的なコロナウイルスの感染拡大の歯止めがかからない中、当該案件はサモアの医療のどの分野に力点を置くのでしょうかという御質問をいただきました。

こちらの御質問への回答です。本事業は保健医療分野における教育の質の向上を図り、また、サモアの保健省が定める保健セクターの計画において掲げられている優先8分野のうちの一つである保健分野の人材育成強化というところに資するものとなっております。同セクターの保健分野のセクター計画では、健康なサモアということ

ビジョンに、主要な成果の目標の一つにユニバーサルヘルスケアといった戦略目標を挙げておまして、人口1,000人当たりの医療従事者数、それから、医療専門家の専門的基準及び医療従事者の適性の改善というのを挙げております。

本事業は、サモアの計画で示された成果目標にも対応するものでして、加えて、サモアでは新型コロナウイルスの世界的な流行を受けて、2020年11月17日にコロナが初めて国内で感染例が確認されているわけですけれども、いまだ新型コロナウイルスの感染拡大というのは経験をしておりませんが、本事業では必要となる防疫及び感染症への対策能力を有した人材を育成するということによって、当国の将来におけるコロナを含む感染症流行時の適切な体制の確保というところを構築するための支援を行うものと理解しております。

- それから、2点目の御質問ですけれども、機材の供給のみでは人材育成の達成は難しいと考えますが、コロナのための人の往来が制限される中、人材育成はどのような課題に直面していますでしょうかという御質問をいただきました。

こちらに関しましてですが、サモアでは2020年11月、昨年11月ということで、感染例が2例確認されました。これまで市中感染はなく、サモアへの渡航は原則として帰国住民のみを対象とするという水際対策による封じ込めに成功しております。一方で、入境制限・措置を含めたコロナの対策に保健医療人材を割り当てる必要があることに加えて、はしかのときのように海外からのサポートの医療人材を確保できないということによって、国内の保健医療体制は逼迫しているという状況になります。

このような状況の中、人材育成においては臨床研修など教える側の人員の確保というのが難しくなっています。本事業では人の往来が制限されるという状況が続いたとしても、遠隔による保健医療分野の研修実施等も検討して、人材育成を達成していきたいと思っております。

- 最後に、竹原委員からは2つ御質問をいただいております。

1つ目は、サモアは1人当たりの総所得（GNI）が4,180ドルの高中所得国であると理解いたします。無償資金協力以外の支援の方法は考えられませんかという御質問をいただきました。ありがとうございます。

本事業は概要書のほうに記載をさせていただきましたとおり、当国における保健医療体制の脆弱性に鑑みて、人間の安全保障の観点から国内に質の高い保健医療人材を育成する体制の整備を行うということが必要と考えておまして、無償資金協力による支援が妥当と考えております。

一方で、サモアにおいてはIMFの債務持続性評価においてはハイリスク国という評価がなされておまして、借款の供与というのは困難と考えております。

- 2点目の御質問としましては、今回のプロジェクトの総額がお分かりであれば、お教えてくださいということですが、本プロジェクトの総額につきましては、協力準備調査の中で必要なコンポーネント等の検討を通しまして確認させていただきたいと思っ

ております。

長くなりましたが以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの説明者からの説明について、何か追加で御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

岩城委員、お願いします。

- 岩城委員 御説明ありがとうございます。

大変詳しい説明で周辺のごことはよく分かったのですが、委員の方からの御意見を見ていまして、やはり人材育成と機材供与の関係みたいなところでの御指摘があって、私もそれを感じているところであります。

機材供与して育成する体制を強化して人材育成につなげるのだというロジックかとは思いますが、一方で、ここで書かれてありますような機材のリストを見ますと、それほど高度なものとはあまり思えませんし、従来型の機材で学生たちが実習する時間が倍増するから効果が出るのであるといった内容にどうしても受けとめてしまいます。それがこの高中所得国のサモアに対する援助の在り方なのかなというところをちょっと考えてしまうところであります。

むしろ、どなたか委員がおっしゃっているような運用、もう少し学生ではないレベルをアップするとか、それによって学生を教える体制を強化していくとか、基礎的な機材供与ではなくて、やはり日本ならではの機材供与みたいなのをしていくとかいうことが必要なのではないかと。

特に中国を含む機関からの援助がなされている中で、日本としての援助の特徴らしさのようなところ、インパクトを考えていかないと、サモアの国の規模とかを考えますと、バランスが崩れてしまうようなことにもなりかねないということすら思うわけでありまして、そこまで話を大きくするつもりはございませんが、元に戻って、この機材供与が本当にこの人材育成にどう直結していくのかということに、やはりちょっと疑問を持たざるを得ないというのが感想でございます。

以上です。

- 塚水尾 JICA 東南アジア・太平洋部 東南アジア第六・大洋州課長 御質問ありがとうございます。

今回の事業では機材の供与と大学の施設の拡充といった2つの側面がございます。現在のサモア国立大学の問題としましては、医療関係の学部の施設が非常に手狭になっていることに加えて、機材の老朽化も問題だということから、教育の質の確保が非常に厳しくなっている。今後、こういったところもしっかりとした機材と教育環境を提供することによって、将来、より質の高い教育を受けた者が現場で活躍できるよ

うにというところで、御説明の中でも申し上げさせていただきましたが、中長期的な人材育成といったところを目指してやっていく事業と理解しております。

委員の御指摘がありましたとおり、喫緊の医療人材の育成の必要性というのもございます。こちらのほうも、結局インサービスのトレーニングをやろうとしましても、なかなか機材ですとか施設が限られているという状況もございますので、こちらは研修等のスキームもありますので、そういったところも活用はしていきたいと思っておりますけれども、やはりサモア国立大学の施設を拡充するというところで、こういった現在のインサービストレーニングといったところにも、しっかりと必要な質の高い教育を提供できる体制というのを整えていきたいと考えております。

以上です。

- 小川座長 岩城委員、よろしいでしょうか。
- 岩城委員 ぜひ人材育成とのリンケージを意識した、むしろ人材育成に重きを置いたストーリーにさせていただければと思いました。ありがとうございます。
- 小川座長 それでは、続いて田辺委員、お願いいたします。
- 田辺委員 医療教育が大切ということは理解したのですが、私の質問の1点目の医療体制に脆弱性があるということ根拠にしているので、そのところが、恐らく言われたことは2点で、第三次医療は海外で対応せざるを得ないということと、はしかが最近あったと、はしかについては一つの事象としてはあると思うのですが、恐らく医療体制が脆弱だという比較できる物差しとして一つの事象だけを求めるのは非常に、ほかの国のケースとの客観性をきちんと整理しなくてはいけないなと思うのです。
データのほうで海外に三次医療は対応しなくてはいけないというのは、恐らくこの島嶼国で人口が少ない国では、ほぼそういう状況だということは理解していて、それだけでいくと、恐らく太平洋島嶼国のほとんどはそういう状況だということなので、今回高所得だけれども、無償提供せざるを得ないその脆弱性ということを判断する物差しとしてはちょっと不十分なのかなという印象、これはコメントですが、もう少し物差しとしてきちんとつくっておいたほうがいいのかということも申し上げさせていただきます。
以上です。
- 塚水尾 JICA 東南アジア・太平洋部 東南アジア第六・大洋州課長 コメントをいただきましてありがとうございます。
委員の御指摘のとおり、周辺の島嶼国においても同じような状況にあるということ

はそのとおりかと思えます。国によって、例えばフィジーとかはもう少し高度な医療にも対応できたりというようなこともございます。ただ、やはりサモアにおいてははしか、同じ話の繰り返しになって恐縮ですけれども、自国でそういったときに対応できる人材がいないというところは、やはり非常に医療体制面での脆弱性というところで、ここは何とか手当をしていかななくてはいけないというところ、それから、海外に頼らざるを得ないというところも、やはり対応していかないといけない。そういった中で、サモアにおいては自国で医療人材を育成する機関というものが今回ございますので、そういったところのてこ入れを行って、まずは自分で対処できる国についてはそこを強化していくというようなところで今回の事業をやっていきたいと思っております。コメントをいただきましてありがとうございます。

○ 小川座長 松本委員、お願いします。

○ 松本委員 どうもありがとうございます。

もちろん小規模な事業で、医療関係なのでなかなかこれはやらないでいいよとまで言うことが難しいところではあります。さはさりとして、やはり一番分からなかったのが、はしかの流行のときに、例えばトンガやフィジーでも同じように蔓延したけれども、そちらのほうは大したことにはならなかった。けれども、サモアは犠牲者が多くなったとか、ちょっと調べると最近はいろいろな情報が出てくるわけで、何でサモアがそうなのだろうというところが、やはり先ほどの田辺委員の話にもありましたけれども、脆弱であるという一言だけだとちょっと理解ができないので、あと、PCRの機材とかも支援の項目に入っているの、やはりちょっと焦点が見えないなと思っ

ているのです。なので、小規模な医療案件ですから、あまりみんなが目くじらを立ててこれをする必要はないと言わないと思うのですけれども、一方で、本当にこれが非常に有効な手だてなのかどうかというのは、こうして時間をもらって読んでみると、やはりちょっと伝わってこないなと思っ

ていて、どうしてはしかの予防接種ができなかったのか、ユニセフの文書によると、予防接種そのものに対する忌避感がサモアの人にあるとも書いてあって、予防接種不信感だとすれば、それは医療従事者に対してのトレーニング、あるいはその学生をトレーニングしただけでは、どうにもならないことだと思いますので、サモアにもものすごい詳しい方もいらっしゃるはずですから、深いところで、ニーズを読み取ったものに対するピンポイントで適切な無償資金協力をしてほしいなと思った次第です。

もう既にたくさん理由を言っ

以上です。

- 塚水尾 JICA 東南アジア・太平洋部 東南アジア第六・大洋州課長 コメントをいただきましてありがとうございます。

今、委員から御指摘のありましたサモアに予防接種に忌避感があるというのは御指摘のとおりです。その上で、はしかが大流行した際に、やはり自国の医療人材だけでは対処ができなかったというところは、そういったところをおいてもやはり問題であったというところから、今後、COVID-19 も含めて感染症が蔓延する際に、自国の人間でしっかりと対処できるように対応していくということが重要であるということで、今回の案件をやりたいと思っておるところです。

御指摘のとおり、フィジーやトンガではあまりはしかが広がらなかったとかいうところもございます。そういったところもしっかりと調査をしてみたいとしまして、サモアにおいて将来的に技術協力としてもどういった協力が求められるかというようなところについてもしっかりと検討していきたいと思っております。コメントをいただきましてありがとうございます。

2 事務局からの連絡

- 小川座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、2つの案件はこれで終わりましたので、事務局から連絡事項について発言をお願いしたいと思います。

- 花田外務省開発協力総括課長 ありがとうございます。

事務局から、次回の日程について、皆様方と申し合わせさせていただいたとおり、第56回の会合につきましては4月27日に開催させていただきたいと存じますのでよろしく願いいたします。今、緊急事態宣言下ということもございますので、今後、当日までにどういう状況なのかも踏まえて、またオンラインとさせていただくのか、物理的に御参集いただくかにつきましても、追って調整させていただきたいと思っております。

以上です。

- 小川座長 どうもありがとうございます。

以上をもちまして、第55回開発協力適正会議を終了いたします。